

第29回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成23年10月29日(土)18:30~20:30、上尾市文化センターにて、「第29回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。

今回は、管理目標ワーキングの検討結果(今年度の自然再生工事内容)について及び広報ワーキングの設置方針について協議しました。

【議事結果】

- 管理目標ワーキングの検討結果及び広報ワーキングの設置方針等提案事項は了承された。
- 協議会が主体であるべきなので、協議会が考えた方針に基づくものであることがわかるように、モニタリング調査の内容については、モニタリング専門委員会の指導との関わりも含めて提示することとし、管理目標ワーキングの検討結果である自然再生工事内容についても、そこに至るまでの検討結果の経緯もわかる資料を提示することとする。
- 広報ワーキングでの広報活動については、協議会で了承を得なければならないような事項を除けば、臨機応変にフレキシブルに動けることが重要であるため、その都度協議会の承認を必要とせず、広報ワーキングに任せる形とすることとする。
- 今後、モニタリングへの市民団体・大学等の受け入れ体制やルールの具体化について、モニタリング専門委員会や管理目標ワーキングにて議論していくこととする。

【主な議事内容】

●前回の協議会の議事要旨の確認について

- ・モニタリングへの市民団体・大学等の受け入れ体制・ルールも考えて欲しい。
→ 具体化についてモニタリング専門委員会や管理目標ワーキングにて議論する。
- ・事業費の内訳が参考資料で示されているが、用地の面積、環境調査の実施業者と発注金額、諸費の内訳について教えて欲しい。
- ・事業費が適正に使われているかどうかについては、別の場で議論されるものであるのではないか。
- ・荒川太郎右衛門地区自然再生事業で足りないのは民地を買うお金であり、もし市民が調査を行うことで予算が浮き、浮いたお金で民地を買うことができれば効率的と考えられるので、事業費についての議論は重要な点だと思う。
→ 市民が実施できる調査ということについては管理目標ワーキングにて議論をする。
- ・協議会が主体であるべきところが、国土交通省が主体で協議会がそれを追認するような仕組みになってしまうのは良くない。環境調査をコンサルタントに委託する場合でも、協議会が考えた方針に基づくものとし、その成果が今後にどう反映されていくかが協議会で理解されていなければならない。生態系モニタリング専門委員会がどのように指導して調査の内容が決められてきたのかがわかるように、指導内容とともに調査内容のわかる資料を提示して欲しい。

●管理目標ワーキング検討結果について

- ・今回の検討結果が、管理目標ワーキングや生態系モニタリング専門委員会において、国土交通省の提案について検討を行ってきたのか、それとも各委員からの意見や案をとりまとめたものなのか、どのような意見や案がどのように出されてきてこの結果になったのかわからない。掘削量の1万5千m³などが前提条件だったのか検討結果だったのかなど、検討の経緯がわからないと、協議会の場でこの検討結果を受けてどのように答えれば良いのかわからない。
→ 1万5千m³というのは、実施計画をもとに国土交通省が予算化した前提条件で、管理目標ワーキングではその前提のもとで自然再生の方向性を議論し、国土交通省に提示した。国土交通省はその提示内容をもとに施工案を作成し、ワーキングにてそれを了承し今回の検討結果の案となっている。
- ・実施計画を前提とし、議論はその枠の中で行われているという理解である。
- ・各委員はそれぞれに忙しくすべての議論には参加できないので、信頼して管理目標ワーキングに議論を任せているのである。そのような経過や意見の反映状況を分かりやすく示してもらえば納得できるし、必要な意見があれば提示することもできるので、今後改善して欲しい。

- ・この検討結果は、「ワーキングで合意」されたものとは言えない。
国土交通省が築堤に必要な土を確保することを目的に掘るということだけを考えたもので、その案を提示して強引に協議を進めて結論を出したものに過ぎない。
水に浸かったり干上がったりするような環境を創るのでは、特定の植物にとっては良いかもしれないが、魚やカエルやトンボなどの生態系の全体にとっては環境を悪化させるものでしかなく、とても自然再生とは言えない。
安定した水面を創るために、中池から水を導水するべきである。
事業区域内に埋められている産廃も撤去するべきである。
 - 誤解されています。現在の案は管理目標ワーキングで合意した案です。
なお、この案と異なる案についても、切り捨てではなく、協議会で時間を設けて説明して頂くこととしています。
産廃については、今回掘削する際に出てくるものは全て処分することとなっています。
止水環境と流水環境のどちらを目指すかということについては、実現可能性も含めた判断において止水環境として過去の協議会で合意されたものです。現在の検討はそれが前提であり、中池からの導水案はその点から外れているということが管理目標ワーキングでも運営委員会でも協議会でも指摘されている。
 - ・水が干上がることもある場所では「湿地」とは言えない。
→ それは「湿地」に対する概念の違いである。
 - ・管理目標ワーキングでは、今回の提示案と異なる意見も含めた議論がされ、その結果が現在の案になったことは間違いのないことである。
一人の意見の全てが取り入れられる訳ではなく、また結果が個人の意図と異なるものとなる場合があるのも仕方が無いことである。
今後の展開によってはまたそれぞれの委員の意見が反映されうる場面も出てくるものであり、議論はそのような姿勢で臨むべきである。
 - ・「掘削」のような議論より先に、中池・下池の不法取水への対策が必要である。
→ 不法取水の問題については、協議会ではなく、荒川上流河川事務所が河川管理者として対処する。
- 広報ワーキンググループ設置方針について
- ・ 広報ワーキングでの広報活動については、協議会での承認を必要とするのか、承認無しでお任せする形にするのか。
→ 広報の場合は、協議会で了承を得なければならないような事項を除けば、臨機応変にフレキシブルに動けることが重要と思われるため、広報ワーキングに任せる形とすることとする。
 - ・ 事業構想の中で、エコロジカルネットワークを構築するということが示されている。江川の下流にも規模は小さいが貴重な自然があり、このネットワークにも組み込まれているので、広報においてはそこも含めたPRとして欲しい。
→ 広報としては、まさにそのように取り組むのが良いと思われるので、広報ワーキングで議論して欲しい。
 - ・ 江川の地域は1年に3回も浸水する状況であり、住民としては広報よりも治水に向けた取り組みの方が重要と考える。
→ この協議会は自然再生に向けた取り組みを対象としており、治水の問題はこの場で議論すべきテーマではないと考えられる。
- その他
- ・ 資料の見せ方として、合意された原点を確認しつつ考えることができるように、実施計画と検討された案が対比してわかるように示すようにした方が良い。